

次のとおり、一般競争入札に付するので、公告する。

令和7年1月9日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 入札に付する事項

(1) 業務名及び数量

大分県庁舎内広告付デジタルサイネージ式庁舎等案内板設置業務 一式

(2) 業務の仕様等

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和10年3月31日まで

(機器の設置期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日まで)

2 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有し、「大分類：役務の提供等、小分類：①広告・宣伝、細分類：01 広告・宣伝」に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 法人にあつては、会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）により更生手続き、再生手続き等をしていないこと。

(4) この公告の日から下記4（4）に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止措置を現に受けていない者であること。

(5) 自己又は自己の役員等(注)が次のいずれかに該当しない者であること又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

(注)役員等とは、法人の役員及び役員以外の者で支店又は営業所を代表する者をいう。

① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

③ 暴力団員が役員となっている事業者

④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

⑥ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

- ⑦ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 国又は地方公共団体の庁舎において、広告付デジタルサイネージ式庁舎等案内板の設置又はこれに類するものの設置実績があること。
- (7) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可を有していること
- (8) 下記3(2)の場所、期日までに入札参加資格の確認申請を行い、入札日までに入札参加資格を有すると認められた者。

3 契約条項等を示す場所、入札参加資格の確認を受ける場所及び日時

(1) 契約条項等を示す場所及び日時

令和7年1月9日(木)から令和7年1月27日(月)午後4時までの間、大分県ホームページ上に入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

(2) 入札参加資格の確認の場所及び日時

〔場所〕大分市大手町3丁目1番1号

大分県総務部県有財産経営室(大分県庁舎本館3F)

連絡先 097-506-2972

〔日時〕令和7年1月9日(木)から令和7年1月27日(月)午後4時まで(必着)
(受付時間)午前9時から午後5時まで

ただし、日曜・土曜及び祝日の閉庁日を除きます。

4 競争入札及び開札の場所及び日時

(1) 入札場所 大分県庁舎本館1階12会議室

(2) 入札日時 令和7年2月5日(水)午前10時00分

(3) 開札場所 同上

(4) 開札日時 同上

5 入札保証金

大分県契約事務規則第20条第3項第2号の規定により免除とする。

6 無効入札に関する事項

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 入札に際し、不正の行為を行った者による入札

(3) 提出書類に虚偽の記載を行った者による入札

(4) 入札に関する条件等に違反した入札

7 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書で、県が定める予定価格以上で最も高額 of 価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、くじによる落札者決定を行う。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。